

第 65 回 鎌倉市緑政審議会 会議録

日 時：平成 29 年 7 月 27 日(木) 14 時 00 分～16 時 40 分

場 所：鎌倉市役所第 4 分庁舎 2 階 822 会議室

出席委員：奥水肇会長

越澤明会長職務代理、植木陽子委員、野口景子委員、山本俊文委員

秋山哲雄委員、入江彰昭委員、岩田晴夫委員

欠席委員：石川幹子委員、志村直愛委員

奥水会長：第 65 回鎌倉市緑政審議会を開催させていただきます。はじめに、事務局職員の変更もあるようですので、そのご連絡と合わせて、委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

永井みどり課長：改めまして、事務局を務めております、みどり課長の永井です。議事に先立ち、4 月の人事異動に伴い事務局職員に変更が生じていますので、まちづくり景観部長の齋藤より、ご報告させていただきます。

齋藤まちづくり景観部長：本年 4 月から、まちづくり景観部長を務めております、齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、お手元の名簿記載の順に沿って、みどり課長以外の、担当課長職以上の事務局職員を紹介します。まちづくり景観部次長の塚本です。都市景観課長でございますが、今日監査が入っております、追って出席する予定で、代理で係長が来ております。都市計画課長の館下です。都市調整部都市調整課長の古賀です。都市整備部公園課長の田沼です。以上です。よろしくお願いいたします。

永井みどり課長：続きまして、委員の出席について報告します。石川委員、志村委員から欠席のご連絡が入っておりますが、委員の過半数の出席がありますので、鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告いたします。

奥水会長：今回からマイクが準備されていますので、ご発言の際にはマイクのご使用をお願いいたします。ご協力のほどよろしくお願いします。それでは次に、本日の次第と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

永井みどり課長：お手元配付の次第(案)について、説明いたします。最初に審議事項として、「前回審議会会議録の確認」の 1 議題、次に、報告事項として、次第(案)記載のとりの 5 議題を予定しております。本日の会議は、お手元に配付の「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、会議の招集と併せて、一部非公開とすることを会長にご判断いただいております。議題 4 及び議題 5 は、「公開することにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれなどがある」ことから、非公開としたいと考えています。なお、会議中に、会議を公開することによって、公正・円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められる時は、審議会の判断により非公開部分を設けることができることを同要領において規定しております。なお、傍聴者募集については、7 月 1 日号の市の広報及びホームペ

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

ージに記事を掲載したところ、申込みはありませんでしたが、後日、掲載するホームページ上の会議録及び会議資料の公開範囲にも関係してまいりますので、このことを踏まえまして、次第（案）の内容と会議の公開について、ご確認ください。

興水会長：本日の次第（案）について、事務局から説明がありました。「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、一部非公開としたいと判断しております。少々わかりにくかったかもしれませんが、議題 4 及び議題 5 は非公開と説明がありましたが、次第（案）では、報告事項の（4）、（5）となっています。少し整合を取って下さい。

永井みどり課長：報告事項（4）及び（5）を非公開という扱いにします。失礼しました。

興水会長：大事なことなので、確認をしました。要するに報告事項の（4）、（5）は個人情報になるような情報も入っておりますので、これについては非公開にしたいという趣旨でございますのでよろしくお願いいたします。ご異議なければ、この次第（案）に沿って審議を進めていきたいと思います。

（意見なし）

興水会長：次に、会議資料等について、事務局から説明をお願いします。

永井みどり課長：本日の会議資料について説明いたします。まず、審議事項に関する資料について、資料 1 は、前回会議録です。次に、報告事項に関する資料として、資料 2 は、「『鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み（緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ）』について」、資料 3 は、事前に送付いたしました「平成 28 年度緑政実績について」、資料 4 は、「都市計画公園・緑地見直しに係る検討について」、資料 5 は、「（仮称）上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた取り組みについて」、資料 6 は、「鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて」の資料です。なお、これらの資料は、「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」及び「鎌倉市情報公開条例」に基づき、個人情報等、非公開部分を伏せた上で、ホームページへの掲載等により公表するものとします。また、本日の議題とは直接的には関連しませんが、このたび、鎌倉市景観計画を見直したため、ご参考として新たな景観計画の冊子をお手元にご用意いたしました。以上、会議資料等について、ご確認ください。

興水会長：会議資料等について、事務局から説明がありました。不足等ございませんか。

（意見なし）

興水会長：特段なければ、会議資料を確認したことといたします。

1 審議事項

（1）前回会議録の確認

興水会長：それでは、審議事項（1）、前回審議会の会議録の確認について、事務局からお願いします。

永井みどり課長：前回会議録（案）につきましては、資料 1 としてお手元に配付してございます。

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

前回審議会終了後に、事務局から各委員に送付し、ご確認をお願いいたしましたところ、石川委員、岩田委員からそれぞれのご発言のあった箇所について文言の修正のご指摘があり、ご指摘に沿って修正しております。内容のご確認をお願いいたします。

興水会長：前回の会議録については、いかがでしょうか。内容のご確認をお願いいたします。

興水会長：岩田委員いかがですか。

(意見なし)

興水会長：資料 1 のとおり、前回審議会の会議録を確認したことといたします。

2 報告事項

(1) 「(仮称) 鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み (緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」について

興水会長：それでは、次第 2、報告事項の(1)『鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み (緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)』について、事務局から報告をお願いします。

永井みどり課長：報告事項の(1)「鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み (緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」について報告いたします。本件は、去る平成 29 年 1 月 23 日に開催しました第 64 回の当審議会において、「(仮称) 鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み (緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」として事務局から報告し、その際のご意見を踏まえて、編集作業を事務局として進めてきました。前回当審議会でお示しした案が承認されたことから、その後は、本年の 3 月を目途にまとめることとして、会長、会長職務代理のご指導のもとに事務局で編集を進めてまいりました。越澤会長職務代理からのご指導もあり、色々な資料を差し込むなどした結果、当初想定よりも非常に内容が厚く、多くなり、また作業時間もかかりましたことから、本日、改めて内容の報告をし、委員の皆様からのご了承を得ることで、本冊子の内容を確定してまいりたいと考えています。資料の内容について担当係長から説明します。

後藤みどり課担当係長：みどり課、担当係長の後藤です。よろしくお願いいたします。緑政審議会のあゆみについて、主な部分を説明いたします。

資料はお手元の「資料 2」です。まず、前回いただいたご意見を踏まえ変更した中で、主なものを説明いたします。資料の 1 頁には、市長、そして、会長の挨拶が入っています。また、3 頁の第 1 章のタイトルは、「前史」としていたものを、「古都鎌倉の都市形成の取り組み」と改めました。前回までに三大緑地に関する部分は概ね出来上がっていましたが、今回、32 頁の近郊緑地保全区域・特別保全地区、36 頁からの特別緑地保全地区の頁を詳細に書き込み、特に近郊緑地の取り組みについては、資料編の 93 頁に、昭和 44 年の円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域指定当時の行政文書などを登載しました。38 頁に戻りまして、ここでは、市独自の保全制度の取り組みとして、緑地保全推進地区に関するまとめを入れています。39 頁からの都市公園については、各公園について書き込みを増やし、49 頁からの都市緑化の取り組みについても、記載を詳細にしています。53 頁からの市民との連携に

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

についても、記載の充実を図り、61 頁からのコラムは、前回審議会で、これまでの全ての委員経験者の方にお問い合わせのご意見であったことから、物故者や連絡がつかない方を除いた全員に依頼をして、執筆をいただけた方のコラムを掲載しています。掲載順は、61 頁に記載がありますが、議会選出委員、市民委員、学識経験者委員の順としました。77 頁からは外部からの評価で、前はイメージだけをお伝えしたのですが、賞状や表彰式の写真などを入れ、80 頁には元国土交通省都市・地域整備局審議官の高梨雅明様にお言葉をいただきました。先ほど紹介のとおり、93 頁以降は近郊緑地、そして古都保存法に関する行政文書を掲載し、最後に越澤会長職務代理のご挨拶で結んでいます。以上で説明を終わります。

興水会長：ただいまの説明にありましたように、本日は、「鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み（緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ）」をまとめるということで、事務局での編集作業が終了した案として、お手元にご用意しています。時間の関係で簡単なご説明でしたけれども、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

越澤会長職務代理：手元に配られた冊子は白黒ですが、実際の冊子はカラーになるのですよね。

後藤みどり課担当係長：基データはカラーで作成しております。本日は印刷の都合で、白黒版でご用意しております。この後の製本の作業ですが、印刷製本の予算がなかなか付かない状況ではありますが、年度内を目標に製本作業を進めまして、カラー版を関係機関、市内の学校、図書館等には配付をしたいと考えております。

興水会長：ホームページでも公開するのですよね。

後藤みどり課担当係長：本日の審議会で内容をご了承いただいた後には、ホームページで速やかに公開していきたいと考えています。

興水会長：それなら、カラーになりますし、文字の小さな所も拡大して見られますので、印刷物よりも詳細に読取ることができますね。

野口委員：今、関係機関、学校、図書館に配付されるということでしたけれども、一般市民が興味を持って、冊子の中身を見たいと思った場合にはそのような所で拝見するしかないのでしょうか。購入するとかはできないのでしょうか。

後藤みどり課担当係長：冊子の発行部数が大変限られると思いますので、例えば、支所や窓口等に置いて、配布するのは難しいと考えております。市民の方が冊子の内容を確認されるということであれば、ホームページでの閲覧が当面の主な確認方法になるかと思います。閲覧できる場所については、今後検討してまいりたいと思います。

興水会長：野口委員のご発言の趣旨は、できるだけ大勢の市民の方の目に触れるような配慮をして欲しいということだったのかなと思います。他にご意見ありませんか。

山本委員：今、市民の方の目に触れる配慮をいかにするかのお話がありましたが、鎌倉市外の方に、鎌倉市が今まで行ってきた先進的な取組について知ってもらうということも大切なので、市外の方に配布することも検討していただきたいと思います。

永井みどり課長：今の所、先ほど係長から説明したとおり、ホームページで公開しながら、カラーでの印刷をできるように、印刷費の確保に努めてまいっているということですが、今、市外の方にどのくらい冊子を配布するかというところまでは、私たちの方で具体的な案を持ってい

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

ません。ただし、越澤会長職務代理のあとがきにもありますように、この緑政審議会でも何が語られてきたのかということをもとめた取組は、大変先進的で意味のあるものだというお言葉も頂戴しています。私どもの方で、積極的にどこまで配るかというよりは、ご要望のある他自治体には、ご提供するような形になるかと考えております。

興水会長：先ほど事務局からお話がありましたように、冊子は、当初予想していたよりも大変充実したボリュームのあるものになったということでもあります。この場ですぐ冊子を読んでいただいて、ご意見をくださいと言われても、お困りになるかと思うので、後ほどでも結構ですので、ご意見、ご感想をお寄せいただければと思います。

岩田委員：確認です。6 頁の右下にある写真ですが、自然環境保全地域になったというところがどこまでだったか、はっきりと線引きを覚えていないのですが、この写真は岩瀬地区の写真だと思います。特に問題はありますか。水田が映っていますが。

永井みどり課長：この写真は、旧今泉自然環境保全地域のあたりの写真です。今、岩田委員のご指摘は、写真手前の畑は、生産緑地地区の指定を受けているようなもので、奥の樹林地が自然環境保全地域だったところではないのか、というご指摘かと思います。本日のご意見を踏まえまして、写真奥の樹林地が自然環境保全地域だったところであるというような趣旨の説明を付け加える形で、対応したいと思います。

興水会長：ご指摘ありがとうございます。写真について、わかるものについては、何年頃の写真か一つずつ情報として入れていただいているので、資料としても随分納得のいくものだと思うのですが、今、6 頁の右下にある写真についてはいつ頃か分からない。人のように見えるものもありますが。

永井みどり課長：この写真は平成 20 年代ですが、手前に写っているのは、原動機付きバイクが写っています。

興水会長：人ではないんですね。

岩田委員：自然環境調査で撮影した写真を探しますので、原動機付きバイクが写っていないものに差し替えましょう。

興水会長：写真を入れ替えるということです。この冊子につきましては、第 62 回の当審議会で越澤会長職務代理から緑政審議会のまとめということで、ご提案がございました。審議会としても、大変良いことだから、ぜひ頑張ってまとめてみようということで、事務局に全面的に 93 頁にわたる経過等をまとめていただき、大変充実した内容になっています。また、資料についても、今までなかなか表に出てこないような貴重な資料を載せていただいて、大変良い冊子になったと思っております。事務局のご努力に敬意を表したいと思います。ありがとうございます。会長職務代理、ご提案者として何かご意見あれば、お願いします。

越澤会長職務代理：今回、事務局が大変頑張りました。また、神奈川県庁にも協力していただいて、非公開ではないのですが、今まで、県自身があえてそこまで印刷していなかったという古い公文書を出していただきました。冊子の一番後ろに載せているのがそれなのですが、カラーであれば、決裁の赤い判子が見えてくるところに意味があります。今日、会長と事務局からご発言いただきましたが、あとはやはり、誤字とか、写真はもう少しこのようなものがあるのではないかと、一定期間をおいて確認していきたい。内容的には、今日、

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

皆さんのご了承を得られましたが、むしろ公開に向けての最終チェックを、当然事務局も行うと思いますが、我々委員としてもしていくこととして、私も誤字を見つけたいと思います。作業を終了しないと永久に終わらないので、何か追加して欲しいというものがあれば、今日の段階で全部締めていただいたらどうかと思います。それから、私が気づいたところだと、冒頭の市長と興水会長の挨拶文を 1 頁ずつにして、目次の文字が小さいので、目次を 2 頁に分けると良い感じがします。それから、93、94 頁は初公開で、県の公文書から探し出していただいたものです。普通、役所の決裁文を公表して出すという発想は行政にはあまり無いですが、これは出していただきました。もう 50 年くらい経っている古い公文書です。大変価値がある文書なので、93、94 頁の図をちょっと拡大してもらった方が良かなという要望です。編集をお手伝いさせていただいた身としては、誤字脱字、写真の入替えの指摘を一月とか一週間とか、一定期間を決めていただいて、締めていただければと思います。やはり、印刷物というか、公開されるものですから、神奈川県、鎌倉市以外の資料について公開されていくことに、先方から了承を得ることや、今の時代、人の顔が映っているとかは問題になりますから、その様なことについて、役所の中でチェックすれば良い事かと思います。ぜひ、お願いしたいと思います。

興水会長：ありがとうございます。事務局はよろしいですか。

越澤会長職務代理：何月何日まで、と明確に期限を決めていただいた方が良いと思います。

後藤みどり担当係長：8 月末までとしたいと思います。よろしくお願いします。

興水会長：てにをは、誤字脱字、写真等、詳細に見ていただければと思います。

入江委員：今、越澤会長職務代理から 93 頁についてのお話がありましたが、「出典」が「出展」になっています。

越澤会長職務代理：このように、誤字脱字等は見つかるかと思います。

興水会長：誤字、変換ミス等大勢の目で見てくださいと気づかれる点があるかと思うので、写真の入替えも含めて、8 月 31 日を目処にご指摘いただければ、事務局の方で、対応いたします。それから、全体のまとめにつきましては、会長職務代理と私の方で、責任を持ってまとめていきたいと思っています。資料 2 につきましては、一応このような形でできあがったということでご確認いただき、ご了承いただければと思います。よろしいでしょうか。

(了承)

興水会長：ありがとうございます。それではこの事項につきましては、了承したこととさせていただきます。

(2) 平成 28 年度緑政実績について

興水会長：報告事項の(2)「平成 28 年度緑政実績について」、事務局から報告をお願いします。

永井みどり課長：平成 28 年度緑政実績について報告いたします。資料は、資料 3-1～3-3 までです。

この「鎌倉市のみどり」は、緑の基本計画の施策展開の柱としている、「グリーン・マネジメント」の考え方に沿って、計画に基づく施策・事業に係る毎年の取り組み・成果をま

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

とめて、当審議会に報告の上で毎年公表しているものです。本書は、事業実績を報告するものである以外にも、計画の進行管理書としての性格を位置付けており、本書において、計画実現に向けた目標の更新や施策内容・方針を修整し、今後の施策展開に反映させることとしています。今年度につきましても、平成 28 年度版を更新し、(案)をまとめましたので、本日の審議会で委員の皆様のご意見もいただいた上で、内容を確定し、広く公表していく考えです。なお、決算が終了しておりませんので、資料 3-2 の金額部分については非公開資料となります。それでは、資料の内容について担当係長から説明します。

後藤みどり課担当係長： それでは、「鎌倉市のみどり」について説明いたします。まず資料 3-1、本編 2 枚目の目次をご覧ください。本冊子は大きく三部構成としており、「Ⅰ」の「緑の基本計画の概要」、「Ⅱ」の「計画推進の取り組みと実績」、「Ⅲ」の「関係資料」としています。本日は、時間の都合もございますため、主な部分を、抜粋して説明いたします。

「Ⅰ」の緑の基本計画の概要の変更箇所については、12～13 頁、地域制緑地等の指定及び施設緑地の整備の目標値について、生産緑地地区、保存樹林、児童遊園の廃止に伴い、内容の変更をしております。

続きまして、20 頁をご覧ください。「Ⅱ」の「計画推進の取り組みと実績」について、表中、「取り組みと実績」の欄に記載した内容について、主なものを説明いたします。(1) 緑地保全に係る法制度として、「歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区」については、21 頁箇条書きの上から 2 点目以降に、古都保存のあり方検討小委員会、第 21 回歴史的風土部会等を経て、多様な主体との連携・協働の推進による古都保存の方向性とともに歴史的風土保存計画変更案が示されたこと、これを受けて、歴史的風土保存計画が変更されたことを記載しています。また、当審議会でも冊子を資料として配付して報告した経緯がありますが、古都保存法施行 50 周年記念事業を実施することを目的として、鎌倉風致保存会、鎌倉市公園協会、県市関係部長により組織する「鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会」において、各種イベントを行ったこと等を記載しています。

続きまして、24 頁をご覧ください。「近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区」では、箇条書き下から 2 点目、近郊緑地特別保全地区の買入れ申出への対応として、約 3.9 ヘクタールの土地を買入れたことを記載しています。続きまして、33 頁をご覧ください。「史跡名勝・天然記念物指定等」では、下から 6 点目の箇条書きからご覧ください。国指定史跡永福寺跡条例を施行し、永福寺跡の公開範囲を拡大したこと、「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～が、「日本遺産」に認定されたことなどを記載しております。

続きまして、45 頁をご覧ください。(5) 緑地保全財源の確保等として、箇条書きの下から 5 点目、平成 27 年度からふるさと寄附金制度を活用した緑地保全基金への寄附を開始しております。1 頁めくっていただいた先に、28 年度の実績を示しており、募金を含めた寄附額が 376 万円となり、前年度から約 100 万円の増となったことを記載しています。

続きまして、都市公園に関する部分です。53 頁、「近隣公園・地区公園」をご覧ください。近隣公園として、28 年 5 月に笛田一丁目公園を供用開始したことを、写真と共に記載しています。

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

続きまして、57 頁をご覧ください。「風致公園・歴史公園」では、鎌倉中央公園拡大区域(台峯)について、箇条書きの 4 点目に、28,424.28 平方メートルの用地の取得を実施し、用地取得率は 89.8 パーセントとなったこと、ため池の浚渫工事の開始などを記載しています。

続きまして、60 頁をご覧ください。「山ノ内西瓜ヶ谷緑地」については、以前に当審議会にもご意見をいただきながら、施策の展開を図ってまいりましたが、平成 28 年度に 998.00 平方メートルの用地を取得し、これにより全ての用地を取得できたことを記載しています。また、「(仮称)山ノ内東瓜ヶ谷緑地」では、整備工事の実施を記載しています。

続きまして 61 頁をご覧ください。「(仮称)山崎・台峯緑地」では、箇条書きの上から 6 点目に、鎌倉市土地開発公社から、7,536 平方メートルの用地を取得し、用地取得率は 76.9 パーセントとなったことを記載しています。

続きまして、74 頁をご覧ください。「公共建物等の緑化」では、大船中学校建替に伴い、アセビほか 3,130 本、他にも鎌倉消防署腰越出張所、鎌倉歴史文化交流館等において植栽したことを記載しています。

続きまして、76 頁「まち並みのみどりの奨励事業」をご覧ください。77 頁箇条書き下から 1 点目に、従来の要綱を廃止し、危険ブロック塀等除却費の補助と連携することで、安全で景観に配慮されたまち並みを生み出すための事項を追加して、改めて要綱を定めたことを記載しています。また、平成 28 年度の実績を記載しています。

続きまして、78 頁の「自主まちづくり計画策定地区等での緑化」をご覧ください。箇条書きの下から 2 点目に、大平山地区で緑化に関する地区計画が定められたことを記載しています。

続きまして、82 頁からの(12)緑化推進団体等の育成と連携をご覧ください。「トラスト運動との連携」として、84 頁箇条書きの下から 2 点目以降に、鎌倉風致保存会が「^{うま}美し国づくり景観大賞・特別賞」、「平成 28 年度都市緑化及び公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者 国土交通大臣表彰」を受賞したことを写真と共に記載しています。

続きまして、89 頁からの「緑化推進団体の育成による事業の展開」をご覧ください。91 頁の箇条書きの下から 2 点目に、古都保存法施行 50 周年シンポジウム「古都の保存・継承における次世代への展望」に、風致保存会理事長がパネリストとして、同会の活動等について話題提供したことを記載しました。

続きまして、101 頁をご覧ください。「緑化まつりの開催」では、表にまとめたとおり、緑化にかかる一連のイベントを「緑化まつり」としつつ、「第 28 回鎌倉市緑化まつり」と鎌倉市公園協会による「鎌倉中央公園フェスティバル」を鎌倉中央公園で同時開催しました。

続きまして、102 頁をご覧ください。第 33 回全国都市緑化よこはまフェアに、鎌倉造園界と協定を結び、平成 29 年 3 月 25 日(土)から 6 月 4 日(日)の 72 日間、同団体と協働で横浜公園に花壇を出展したことを、写真と共に記載しました。

続きまして、105 頁からは、特定地区に関する取り組みと実績です。105 頁から、近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区について、121 頁から「主な都

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

市計画公園・都市公園」の整備の方針について、128～129 頁に保全配慮地区を載せています。頁を戻りまして、118～119 頁の特別緑地保全地区にかかる記述である「③確保緑地の適正整備事業」において、平成 28 年度の実施内容に更新して記載しています。ローマ数字Ⅱ、計画推進の取組と実績は以上です。

続きまして 143 頁目からをご覧ください。ローマ数字のⅢ「関係資料」は、緑の現況に関する資料として、各数値等を更新しています。本編については、以上です。

次に、別冊 1 は、執行済み金額一覧となっています。昨年同様に、把握可能な範囲で、執行済みの金額を記載しました。1 頁をご覧ください。執行額の内訳は、右側に、国費、県費、寄附金や地方債などの市費その他、市費として記載しました。3 頁の円グラフは、この一覧表を基に、割合を示したものです。なお、冒頭に課長からお話いたしましたとおり、本資料は非公開となりますので、重ねてよろしく願いいたします。

次に、資料 3-3、別冊 2 は緑政上の課題についてまとめた資料となっています。第 59 及び 60 回の当審議会において、次の緑の基本計画の見直しに向けて、毎年の「鎌倉市のみどり」の中で課題を整理していく、というご意見をいただいたことから、平成 27 年度から、このような形でまとめています。まず、1 頁目は、緑の基本計画における「施策」と「制度・事業」の関係の概念図です。2 頁目をご覧ください。表の、「基本的な方向性」の欄には、各制度・事業の方針の概要を記載しています。それから「事業の進捗、主な実績」の欄には、各事業の内容を記載し、その後、「短期的な課題」として、緑の基本計画の中間年次である平成 32 年までを目途に取り組むべき課題、次に「中長期的な課題」として、目標年次である平成 42 年に向けて調整や検討を要する課題を記載しました。この項目については、みどり課と公園課の事業について示すことが妥当と考え、市民農園や農用地区域の指定のような、農地に係る事業などは、現時点では対象としない考えです。また、昨年度から内容を更新している箇所は、アンダーラインで示しています。表の中で、数値の更新等以外で変更した箇所は 4 箇所あります。一点目が、6 頁の下から 2 つ目の枠の「近隣公園・地区公園」で、笛田一丁目公園を供用開始したこと、二点目が、7 頁の一番上の枠の「風致公園・歴史公園」で、永福寺跡の公園的整備を推進し、公開開始したこと、三点目が、同じ頁の扇湖山荘庭園防災工事業を、鎌倉市歴史的風致維持向上計画の、重点区域における歴史的建造物の保存活用に関する事業に位置づけたこと、四点目が、10 頁中央の枠の「まち並みのみどりの奨励事業」で、危険ブロック塀等除却費の補助と連携し、安全で景観に配慮されたまち並みを生み出すための事項を追加し、要綱を改めて定めたことです。そのほか、この度の都市緑地法の改正内容を、次の見直しには反映させるべきとの記載を随所に行っています。概要の説明は以上です。

今後もこのような整理を積み重ねていく中で、当審議会のご意見をいただきながら、新たな施策展開の方向性を見出し、次の緑の基本計画の見直しに反映できればと考えております。委員の皆様からご提案等ございましたら、ご教示いただければ幸いです。以上で報告を終わります。

興水会長：ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

入江委員：資料 3-1 の 45～47 頁の緑地保全基金で、去年は、古都保存法施行 50 周年記念事業で、たくさんイベントをやられたことに対して、寄附額が増えたといった傾向はあったのでしょうか。370 万円という数字でしたが、いかがでしょうか。

永井みどり課長：緑地保全基金への寄附額ですが、平成 27 年度は、一般寄附 2,683,000 円程の寄附を頂戴しております。正確な数字で申し上げますと、平成 27 年度 2,683,371 円が、昨年度には、3,768,167 円ということで、110 万円くらい増えているのですが、今、入江委員がおっしゃられましたように、古都保存法施行 50 周年だったからとかそういうイベントとのリンクというのは、実際の所、把握できないものとなっています。

興水会長：そういうイベントとリンクされて、寄附額が増えるといいなと期待をしているということがありましたかということが、ご質問の隠された趣旨であったかと思います。

永井みどり課長：もちろん、古都保存法施行 50 周年記念事業ということで、後藤から説明申し上げましたとおり、記念事業に合わせまして、従来、(公財)風致保存会が単独で行っていた「かまくら里山フェスタ」というイベントに、市も一緒に参加して、都市調整課ではテントを張って古都保存法の啓発、それから、みどり課では、鎌倉市のみどりの取組ということで、テントで募金箱を構えて啓発活動を行い、かまくら里山フェスタで募金箱に入ったお金も、この中に含まれております。一般の寄附は、今ですとふるさと納税制度で、インターネットを通じた公金支払いシステムの中で振り込まれてくるものがあり、そういったものはどのような効果で振り込まれたのか分からないわけですが、私も募金箱を構える時間が長くなったというのは確かです。

岩田委員：2 点教えて欲しいです。まず、資料の 3-2 の 1 頁の近郊緑地特別保全地区の関連です。これは単年度のデータなので、よくわからないのです。年々買入れ面積が増えていると思いますが、そのあたりのお話と今後の買入れの見通し。もう一つは、資料 3-3 の 2 頁に歴史的風土特別保存地区指定拡大候補地が未指定と書いてありますが、具体的にどこ土地のことを指すのか教えてください。位置はおおまかで良いですよ。

永井みどり課長：まず、近郊緑地特別保全地区の買入れですが、年々買入れ面積が増えていると言いますか、細かい数字は今出てきませんが、概ね 25、26 ヘクタールの緑地の買入れ申出を受けています。順次買入れているわけで、今、半分以上を買入れて、あと 10 ヘクタールばかりの土地所有者にお待ちいただいている状況です。ですから、今後はその 10 ヘクタールの土地を買入れていくことになろうかなと考えております。それから二点目のご質問、歴史的風土特別保存地区指定拡大候補地について、お手元の黄色い冊子の「鎌倉市の緑の基本計画（平成 23 年 9 月）」に、その方針が書いてあります。112 頁に歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区に、内容、方針、備考という欄がありますが、その中の方針の箇条書き一点目に書かれているように、「現行の歴史的風土特別保存地区以外の歴史的風土保存区域の枢要な樹林地部分の指定拡大を国・県に要請します」というのが、緑の基本計画の方針です。その詳細がどのようなものかと言いますと、同じく緑の基本計画の 136 頁に歴史的風土特別保存地区の欄の緑色の備考欄にありまして、「約 201.8ha の指定拡大を要請」するのが方針です。詳細は、会長の左のホワイトボードに貼ってあります「緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図（鎌倉市の緑の基本計画（平

成 23 年 9 月) 138 頁)」のとおりです。

入江委員：ただいまの説明の中で、特に説明が無かったのかもしれませんが、資料 3-1 の 62、63 頁に「景観重要建造物等と一体となった都市公園」というところがあります。質問を含めてなのですが、(仮称) 明月荘公園という箇所があるかと思います。こちらは、母屋が焼失しているというお話が以前この審議会の中で出てきたと思いますが、ここは「景観重要建造物等と一体となった都市公園」となっていますので、建物が焼失した後にも、公園としていくのが適当かどうか。風致公園としての候補地であるということが書かれています、本当に公園としていくのが望ましいのか。既に歴史的風土特別保存地区として位置付けられている場所でもありますので、公園としてか、もしくは歴史的風土特別保存地区として位置付けていくのか。今、このような形で書かれているのがよろしいのかどうかということです。

後藤みどり課担当係長：ただいまの(仮称) 明月荘公園についてですが、明月荘については、県有地であることから、市として公園整備を行うという見込みは現在ございません。このため、緑の基本計画から公園整備の方針を削除したということになったとしても、市の現在の方針とは整合するものという風に考えております。

入江委員：そうしますと、風致公園としての整備ということではなく、県所有の歴史的風土特別保存地区として位置づけていくということではよろしいですか。

永井みどり課長：明月荘ですが、今入江委員がおっしゃったとおり、母屋が焼失して、神奈川県が緑地用地として持っている土地で、今後は歴史的風土特別保存地区内の通常の緑地と同じように管理をしていくという方針が、神奈川県によって明確にされています。そのため、この場所を市が公園にするということは、大変ハードルが高いと思っております。私ども、この場所を風致公園とする際に、母屋と一体となった緑地を保全するというのが(仮称) 明月荘公園の趣旨だったわけですが、既に神奈川県が緑地用地として保全していく、母屋は焼失してしまって再建の計画は無いという状況を踏まえ、今、担当係長から説明したように、方針を変更しても、市の緑の基本計画の大きな方針に対して、齟齬は無いのではないか、緑地保全がされることに変わりはないのではないのかという考えはございます。一方で、この考え方を、今この場で一辺に決定をするというよりは、毎年「鎌倉市のみどり」をまとめる中で、緑政審議会でもご議論いただいて、様々な社会情勢の変化、あるいは市の施策の進展を踏まえていきたいと思っております。「鎌倉市のみどり」は方針等を修整していく役割を担っていますので、その中で、修整することが妥当かどうかということを経済局でも十分検討し、今後緑政審議会にもご意見を頂戴しながら、方針の変更に努めていきたいという考えを持っています。

入江委員：一方で、今まちづかい塾の方々は、保全の中で協定を結んでやられたりしているということであるならば、まちづかい塾の方々が活動した場所は、歴史的風土特別保存地区の中でも、園地的な使い方がなされてくる場所になると位置付けられていくのか、それとも全く市民が係らないような地域になりますか。

永井みどり課長：少々記述が不足していた箇所がございましたが、神奈川県と神奈川まちづかい塾の協定は、明月荘が焼失したことによって、破棄されています。現在は、神奈川県が県

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

の責務において、通常の緑地として管理をするという緑地になっており、通常の樹林地、緑地と同じ扱いとなります。

入江委員：わかりました。

興水会長：火災により全焼等、淡々と書かれておりますが、大事な所なのでもう少し丁寧に記述をしていただくと良かったかもしれません。今のご発言は、ご心配も含めたご意見、ご質問でした。

永井みどり課長：ありがとうございます。会長にもおっしゃっていただいたとおり、今の入江委員のご意見を踏まえまして、次の場面で、審議会の会長にも相談しながらになりますけれども、方針をどのようにしていくべきなのかということは、今後まとめたと思います。また、資料は、今日は案として出させていただいて、審議会のご意見を頂戴していますので、北鎌倉明月荘県民協働事業協定の今の書き方が若干わかりにくいところのご指摘もございましたので、修正して確定させたいと思います。

興水会長：よろしくお願いします。他にありますか。

岩田委員：資料 3-3 の 5 頁ですが、緑の質の充実の件です。前々から問題はわかっていて、できていないのですが、平成 15 年の自然環境調査以降、きちんとした調査をやっていないのですが、今後も、まとまった予算はつかないと思うのです。それを見越して、じゃあ、どのような風にするのか、というのをそろそろまじめに考えなければならないと思います。色々な方の苦勞の結果、沢山の緑地が確保されることになりましたが、確保された緑地の現状や緑の質を評価する簡単な指標や手法を、試行錯誤しながらまず作って、それで評価する必要があります。そうすれば、課題も抽出されてくると思うので、公園等の維持管理について、施策の具体化がされると思います。その際に、私一人ではどうしようもないので、ボランティアの皆さんの参加を考えるしかないですね。何回か今までやっている手法としては、市民を巻き込んで、一斉調査して、啓発をかねてその中から人材を育成する方法があると思います。少々長い目で見なければなりません。それから、全くできていないこととしては、前回の緑の基本計画の大きな改訂の中で、緑の質の向上を狙って、流域ごとの方針をまとめたのですが、ある程度書かれていますが、それぞれ具体的にどのように進めようか、目標をどのようにするかを、今ひとつ、時間的な制限もあって、詰め切れていないと思います。次の緑の基本計画の改訂に向けて、そろそろその辺りを抜き出して、議論した方が良くと思います。基礎調査等も必要になるかもしれません。私も河川管理の関係で、最近、川を見る機会が増えたのですが、滑川を見ていますと、非常に珍しい魚が増えているようです。県の担当の方に、たまたま撮った写真を送ったら、30 年ぶりに確認されたとの話がありました。少し、そのように真面目に見る人を増やそうかなと思っています。その辺りからスタートしたいので、ぜひみどり課にご協力いただければと思います。単なるぼやきではなくて、少しやろうという意味表明です。お力をいただければと思います。

興水会長：ありがとうございました。自然環境調査について、なかなか時間等がかかり、大変な作業だと思います。岩田委員から流域という言葉が出ましたが、自然を見るときに、生物空間というか植生とか土地とか、分布状況を個別に見るのではなく、土地と密接に

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

見るものとして自然環境を捉えていくには、流域単位というものが一番特徴もわかるし、対応もしやすいということが言われているものですから、鎌倉市の場合には、流域単位でもって、地域別にどのような課題があり、どのようなことが行われているか、という観点から見ていこうということで、「4. 流域を踏まえた地域別の主な取り組みと実績（本編 130～141 頁）」という項目をあえて立てているわけですね。ある意味で、行政も市民も含めて、自然に対する意識を総合化していったって、エリアマネジメントをきちんとやっていこう、繋げようという意図もあるわけです。そういう意味からしますと、まだまだ足りない所もありまして、流域ごとの実績を踏まえた課題の設定のところは、前の記述（2. 制度・事業別の取り組みと実績（本編 20～103 頁））をただ移し変えているような記述にどうしてもまだなっています。流域という観点が、まだきちんと、表現されていない部分がある。これは、しょうがないことでもあるのですが、特に項目のところで、行政単位でやっている話と、事業別でやっている話とがあります。そうではなくて、ここで言うと、「比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理」、「市民との連携による緑の保全・管理」、「市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出」、「多様な主体との連携による緑のまちづくり」のような、コミュニティと自然単位を合わせた視点から、緑に関する活動と保全がどのようになっているのか、ということを含めた書き様がいずれ欲しいなと思っています。なかなか、夢としてそう簡単にできるものではないでしょうが、将来の課題としてぜひやっていただきたいと思います。それが、鎌倉市らしい成果に繋がっていくのだらうと思います。他にご質問、ご意見何かありますか。この場では、色々なご意見を踏まえて、実績の内容を取りまとめています、もし、他にご意見があれば、1 週間を目処に事務局に言えばよろしいですか。

後藤みどり課担当係長： 1 週間くらいでご意見をいただきたいと思います。

興水会長： この「鎌倉市のみどり」につきましては、今後 1 週間を目処にご意見をいただければ、事務局で反映させていただけることと思います。よろしくお願いします。それでは、この報告事項についての質疑を終了いたします。

（了承）

（3）都市計画公園・緑地見直しに係る検討について

興水会長： それでは、報告事項の（3）「都市計画公園・緑地見直しに係る検討について」、事務局から報告をお願いします。

館下都市計画課長： 都市計画課館下でございます。それでは、資料 4 都市計画公園・緑地見直しに係る検討についてご説明いたします。本日配布しました、お手元の資料 4 をご覧ください。本市では、都市計画決定されている公園・緑地のうち、決定後 20 年以上経過しても未着手となっている公園・緑地について、市の考え方を示すため、「都市計画公園・緑地の見直し方針」を平成 29 年度中に策定することを目標に、対象区域の整理を進めているところです。まず初めに、見直しの背景についてですが、長期にわたり整備の見通しが立たない都市計画施設の存在が全国的にも問題視されるなか、平成 23 年 11 月に国土交通省

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

の「都市計画運用指針」が改正され、都市計画施設等を定期的に見直す「マネジメント・サイクル」を重視した都市計画」の考え方が示されました。このことにより、都市計画道路の見直しに引き続きまして、長期未着手の都市計画公園・緑地についても、神奈川県内一斉で見直しを行うこととなったものです。神奈川県では、社会経済情勢の変化や地域の実情等に応じた見直し作業が円滑に進むよう、見直しに際しての基本的な考え方などを取りまとめた「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」を、平成 27 年 3 月に策定しました。これに基づき、本市でも、本年度中の見直し方針策定及び公表、平成 32 年度までの都市計画変更を目指しているところです。本日は、このガイドラインに従い、対象区域の整理を行いましたので、ご報告致します。現在、本市の都市計画公園・緑地は、54 公園、2 緑地あり、総面積で約 170.6 ヘクタールが都市計画決定されています。ガイドラインでは、長期未着手の都市計画公園・緑地を見直し対象として選定し、必要性、実現性や代替性を検証した上で、存続・廃止・変更の判断を行うこととしています。これらを踏まえ、市では、都市計画決定後 20 年以上経過しても未供用区域が存在し、かつ整備が完了していない区域を未着手区域として抽出した結果、3 公園 10 地区・約 26.1 ヘクタールが見直し対象として抽出されました。資料 4-1 2 頁 4 の見直し対象公園をご覧ください。少々図が見にくくて申し訳ございません。(1)5・6・1 号鎌倉海浜公園は、未着手区域が 6 箇所あります。(2)7・4・1 号源氏山公園は、未着手区域が 1 箇所あります。(3)7・4・3 号夫婦池公園は、未着手区域が 3 箇所あります。詳細は資料 4-2 の一覧表をご覧ください。各公園の区域について、未着手の背景、現状、方針（案）とその理由についてお示ししています。5・6・1 号鎌倉海浜公園の①、金山地区の山林部分については、昭和 31 年に公園として都市計画決定された後に、昭和 63 年に区域がほぼ重複して歴史的風土特別保存地区に指定されたため、古都景観を守る上で現状凍結的な保全を図っていく区域となったことから、公園施設としての整備優先度は低く、廃止の方針としています。また、②の金山地区の宅地部分及び③の海浜部（飯島地区）については、施設整備の予定が決まっておらず、また、区域内に住宅が建っており、長期にわたり建築制限がかかっている状態であるため、区域から廃止することとします。④の材木座海岸から七里ヶ浜海岸までの砂浜等は、一部岸壁がありますが、ほとんどは砂浜となっており、多くの市民が利用する公共空地であることから、県のガイドラインに従い、開設された公園・緑地と同等と見なし、見直し対象外としています。その他の⑤、⑥の区域は、公園区域として有用であるため、存続の方針とします。続きまして、7・4・1 号源氏山公園ですが、未着手区域は山王台地区であり、住宅が 17 軒建っている状況です。当地区は、上部の公園を支えるすり鉢状の法面部分及び法面に囲まれた平地部分であり、公園としての活用及び管理上有用であるため、存続の方針とします。続きまして、7・4・3 号夫婦池公園ですが、未着手区域は①の溜池部分、②の山林部分及び③の雑種地部分があります。①の溜池部分の所有権は市にありますが、水利権補償の問題が解決できないため、供用開始していない状況です。また、②の山林部分、③の雑種地部分は用地交渉を継続中であり、いずれも公園を構成する重要な区域であることから、全域を存続の方針とします。以上が見直し対象の説明となります。最後に、今後のスケジュールですが、見直し作業は、平成 29 年 11 月頃に、見直し方針（素案）の

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

パブリックコメントを実施、結果を取りまとめた後に、見直し方針（案）として、都市計画審議会への諮問を経て、平成 29 年度中に見直し方針を公表することを目標としています。なお、区域の廃止を予定している鎌倉海浜公園の都市計画変更手続は、平成 30 年度から 31 年度にかけて実施する予定です。以上で報告を終わります。

興水会長：ただいまの説明に対しまして、ご質問などがあれば、お伺いしたいと思います。

山本委員：廃止するものと存続するものの区分けについて、教えていただきたいです。緑政審議会の視点から言えば、緑地として維持されるものであれば廃止しても良いという趣旨で、いくつかの所はご説明されたと思いますが、資料 4-2 5・6・1 鎌倉海浜公園の①金山地区（山林部分）は緑地として維持されるような記述になっていて、同②金山地区（宅地部分）、③飯島地区は緑地として維持されるかどうかははっきりとはわからない記述になっていますが、それは問題ないのでしょうか。それ以外のものは、ほとんど存続ということで、このまま緑地として維持するという意思がはっきり見えてくるのですが、その違いが生じた理由を教えていただきたいと思います。

館下都市計画課長：②金山地区（宅地部分）につきましては、住宅が 4 軒ございまして、2 軒は市街化調整区域ですが、2 軒は市街化区域の第一種低層住居専用地域に位置しておりまして、いずれも宅地として利用されておりまして、緑地が保存されているという状況ではございません。それから、③飯島地区も住宅が 8 軒、用途的には第一種住居地域でございまして、ここも緑地は存在していません。そのような状況ですので、廃止しても、緑地を無くしてしまうという状況の場所ではございません。

山本委員：誤解していたのかもしれませんが、緑地として今まで指定されていたところは、元々緑地であったという意味ではないということでしょうか。始めから緑地としてなかったものを緑地として指定したということなのではないでしょうか。始め緑地だったところにこうして住宅ができてしまって、それを事実上認めるので、今回廃止にしたという趣旨なのではないでしょうか。

館下都市計画課長：都市計画公園・緑地ですが、これは都市計画上、都市施設として位置付けていまして、緑地の保存を目的とした公園という趣旨ではございませんので、公園として整備するという趣旨の都市計画決定です。その中に宅地等が存在していても、用地取得をしても公園として整備するという場所も中にはあるという前提で、都市計画決定の網をかけています。鎌倉海浜公園に、ほとんど宅地はございませんが、このような部分的なところには、宅地があるところに、都市計画法の網がかかってしまっているという状況がこれまで存在していたということでございます。

興水会長：どちらが先かはわからないのですね。公園が先か、それとも全体として計画決定されてしまったので、その時に宅地が含まれていたのかもしれませんがね。色々な状況があるわけですが、そのあたりについての説明が少々分かりにくかったのかもしれませんがね。

永井みどり課長：緑の基本計画を所管しているみどり課です。緑の基本計画は市内の公園、緑地保全、緑化に関する総合的な計画ですので、現状が緑地ではないところでも、公園にしていこうというのは、緑の基本計画の施策の方針にしています。そのような観点で、今、都市計画課長が申し上げましたとおり、現状宅地になっているところも、都市計画決定として、将来公園にしたい、という意志が今まで表示されていたわけですが、宅地の部分が

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

ずっと建築制限がかかったままなので、現状を踏まえてその部分は廃止したいというご説明を差し上げている次第です。そのような理解でよろしゅうございますか。

山本委員：基本的には公園にする必要が無いという理解でよろしいでしょうか。

永井みどり課長：必要が無いと言いますか、今までは都市計画決定をしていて、緑の基本計画としても公園として整備したいという意思表示をしていたのですが、そこをこの度状況を踏まえて、面積的には小さいので、総合公園としての機能を失わない範囲で廃止したいという考えです。

興水会長：緑の基本計画における当初の考え方としては、ここは一体的な公園のエリアであるという意思表示をしていたのですが、実態が宅地であることを踏まえたと、ここは除外すれば、実態に即したことになるのではないかと、ということでした。いずれにしても、この件は最終的に都市計画審議会で扱う話ですから、そちらとの調整があると思います。詳細を教えてください。

館下都市計画課長：都市計画決定され、都市計画法の網がかかっていますので、手続き的には都市計画審議会の議決を得ないと、廃止はできません。公園・緑地の見直しは、まだ内部でしか検討していなくて、初めて外部の委員さんに説明させていただいて、ご意見いただきたいということで、お諮りしています。この後、都市計画審議会の方にも報告、それから方針の諮問、最終的には議決を得る流れとなっております。

山本委員：最終的には公園にする必要はないという決定が下されるだろうことが期待される、という風に理解しておけばよろしいでしょうか。

館下都市計画課長：勿論、事務局の方で、十分理解が得られるような説明をした上ですが、この都市計画決定をされた施設というのは、道路も公園もそうですが、これまでは、一度決定したものは撤回しないというのが大原則でございました。一度、都市計画法の網をかけてしまいますと、建築制限をいたします。建物の階数は 2 階までしか建てられませんでした。最近では 3 階まで建てられるようになりましたが、2 階までしか建てられなくて、且つ、容易に取り壊せるものとして、木造とか鉄骨造りまでしか認められませんでした。鉄筋コンクリート製の構造物は認めないというものでした。建築制限をしていますので、一度網をかけたものははずさないということで何十年も経過してきたわけですが、ここへ来て、国の方針が変わりまして、見直すべきものは見直すべきだということで、ようやく廃止という方針が、国の方から示されて、全国的に取り組んでいる状況というところです。

入江委員：山本委員が言われていることと同じかもしれませんが、今まで鎌倉海浜公園として位置付けられていた所を、宅地が存在しているからというそれだけの理由で、公園としてのこれまでの方針を撤回するというのは、本当にそれが望ましい決定なのかどうか、今の説明ではわかりにくく感じました。例えば、滑川はどれだけ都市として景観上、生態系上、防災上重要な場所なのか。③飯島地区もそうですが、以前、最古の港湾施設だと言われていた和賀江嶋と同じような場所なのか。そういう景観的な、あるいは歴史的な経緯があるポテンシャルの高い場所ではないか、そういうことを踏まえた上で、計画を変更することがあるならば理解が得られるのですが、ただずっと宅地化されていたから、社会の状況から鑑みても止めるというのは、都市計画決定した当初の趣旨がゆがめられないかどうか気に

なります。

館下都市計画課長：宅地が存在しているので、廃止するということではございません。今回、源氏山公園は 17 戸ほどの宅地がありますが、ここは廃止しないわけです。鎌倉海浜公園①②金山地区につきましては、公園としての都市計画決定の上に、歴史的風土特別保存地区がかぶさる形で都市計画決定されているため、緑地景観の保全という意味では、古都保存法で十分目的を達成できますので、廃止したいというものです。ただ、宅地がほんの少し存在するということで、その所は公園として整備する必要がないだろうということです。古都保存法で景観的にも緑地を保存されるということで廃止をするということです。鎌倉海浜公園③飯島地区は、和賀江嶋にかなり近い部分でございますけれども、この用地を取得して何か公益的な整備をする計画があるかといいますと、計画は無いものですから、公園として整備しない、する予定が無い中で宅地が配置するということで、廃止をするという結論を今のところ出しています。

入江委員：今の段階では、公園としての計画はあるわけですね。

館下都市計画課長：公園として整備する予定は無いです。

田沼公園課長：公園課長の田沼です。今、都市計画課長からの補足で都市計画決定している公園としての計画という意味では、入江委員のおっしゃるとおり確かに現存しているのが事実だと思います。実際問題この場所をどのように公園として使うかという部分では、鎌倉海浜公園①②金山地区に関しては、過去に橋を作るとかそういう絵もあったのですが、現実的には今、古都保存法の網がかかっている部分は樹林地として残っているので、それは仮に公園として整備するとしてもその状態を保つ部分の中なので、そこにあえてこれ以上整備をする必要は無い。たまたまそこに既にある家を、わざわざその宅地を買って、木をそこに植えて樹林地を復元する必要があるかという、そこまでは無いだろうと。鎌倉海浜公園①②金山地区に関しましてはこれ以上の投資をする計画は持っていないので、現状の中では廃止はやむを得ないだろうと。それから、鎌倉海浜公園③飯島地区に関しましては、建物や護岸があるところで、都市計画決定する前から既に家がかったような部分であります。海浜公園という全体の敷地が非常に大きな公園施設を都市計画決定しています。その中の末端部分を仮に公園として買収をかけたとして、更地にした時に、具体的に何かを作れるかという、ほとんど作れる状況ではありません。現状として、そこに広場を作るとか、そういった計画を持っていない中で、いつまでも行為の制限だけをかけていても、土地を持たれている方に不利益だけが出るのではないかということも含めて検討した結果、公園としての整備計画は具体化したものはないということです。

入江委員：例えば、鎌倉海浜公園②金山地区（宅地部分）、③飯島地区について、仮に公園の指都市計画決定が外れた際には、今ある都市計画規制は風致地区だけになるということですか。

古賀都市調整課長：都市調整課の古賀と申します。風致地区、歴史的風土特別保全地区、市街化調整区域もございます。市街化調整区域は必ずしも建築ができないというわけではございませんが、「線引き」の昭和 45 年の以前に家が建って、それが現存しているような宅地におきましては建替えですとか、新築も可能な地区になっていますので、基本的には、鎌倉海浜公園②金山地区（宅地部分）の調整区域の所につきましても、宅地は存続できる状況で

はなかろうかと推測されます。

入江委員：鎌倉海浜公園②金山地区（宅地部分）、鎌倉海浜公園③飯島地区も、歴史的風土特別保存地区に指定されている場所ということですね。

古賀都市調整課長：整理いたしますと、鎌倉海浜公園①金山地区（山林部分）が、山林の部分につきましては歴史的風土特別保存地区、市街化調整区域、風致地区です。鎌倉海浜公園②金山地区（宅地部分）につきましては、一部分が市街化調整区域、第 2 種風致地区。その他 2 軒分につきましては、第一種低層住居専用地域、第 2 種風致地区になっています。次に鎌倉海浜公園③飯島地区につきましては、第 3 種風致地区のみとなっております。

入江委員：わかりました。もし、仮に廃止ということになっても、いわゆる「緑」が担保される、あるいは「オープンスペース」。「緑地」とは、植物そのものが生えている状況とは、私は考えていないのですが、オープンスペースが担保されるという状況を都市計画規制の中で作っていける状況が一番望ましいのかなと思います。海岸地の、ウォーターフロントの部分は、景観上も、生態的にも、防災上も非常に大事にしないといけないエッジの部分かなと思います。そこをあえて外すということに対して、何かしらの規制をかけておいた方が望ましいと思います。

植木委員：ほぼ議論は終わっていると思いますし、法的なことが詳しくわからないのですが、この宅地が建っている所は所有者がいる所で、この所有者がみんなそろって、どこかの企業に売りましたとなった場合は、どのようになりますか。こちらとしてはあまりありがたくない建物が建ってしまうとか、ありがたくない何かに変わってしまうとか、心配は無いのかというのが、今までの流れの中でも払拭しきれないのですが。いかがでしょうか。

館下都市計画課長：今、建築制限をかけている都市計画公園としての網がかかっているわけですが、現状でも、売買は可能でございます。網がはずれましても、風致地区の指定はそのままです。例えば第一種住居地域なら、その用途にあった建築物、用途なら建築が可能になります。

興水会長：将来的にも、建物が変わることは起こり得る。その時に、第一種低層住居専用地域でしたら、それなりに大きなコンクリートの建物が建つということは、建築確認申請が出ても、そうはいかないということです。

山本委員：やはりこの文章を読むと、住宅ができてずっとその状態だから、もう廃止したいのだという風に読めなくはないですね。廃止してよい条件については、先ほど入江委員からいくつか上げられたとおりで、それから場合によっては、網掛けを更に設定する必要がある。廃止しても問題がないのだという条件をまず明確にして、それを全てクリアしました、と言ってもらえれば皆さん納得すると思うのですが、この資料からそこまで読めないで、それをぜひ明確にしてほしいです。それをクリアしましたと言ってほしい、と私は思いました。

館下都市計画課長：廃止の助言というか目安としましては、20 年以上経過しても公園として開園できていない、且つ、整備が完了していない、そういったものを対象としておりまして、更に必要性、実現性、代替性を検証した上で、判断をしたところでございます。

興水会長：緑政審議会ですと、緑の話を議論していて、理解が無いわけではないですね。山本委員

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

が心配しているのは、なぜ廃止するのかという理由がまだピンとこないわけですね。資料 4-1 の図面を基に具体的に説明していただきましたかったのですが。鎌倉海浜公園①金山地区（山林部分）のところは 2.6 ヘクタール。ここは歴史的風土特別保存地区になっているから、都市計画公園の網を外してもここは担保される。鎌倉海浜公園②金山地区（宅地部分）は 0.1 ヘクタール。家がそこそこ建っている。ここは土地の買収がしにくい。ここを廃止しても、海浜公園としての全体の機能は著しく損なわれない。そういう説明がみどり課からありましたよね。それから、景観的に見ても、そうひどいことにはならない。だから、廃止もやむを得ないのではないかという説明でした。鎌倉海浜公園③飯島地区についても、0.2 ヘクタールだと。コンクリートの防潮堤か防波堤があって、公園として仮に土地を取得しても、使いようが無い。公園としての機能が成り立たないというところなので、そこは、公園として新たに頑張るやるほどのこともないだろうと。また、海浜公園としても、その部分を外しても機能が損なわれることはない。そういう判断であると。必ずしもどんどん廃止しようと言っているのではなく、やむを得ないところだけという趣旨なのですね。面積的にも機能的に見ても。そういうきちんとした説明をしていただきましたかったのですが、いかがでしょうか。

永井みどり課長：緑政審議会ですから、緑の基本計画の施策方針に照らして、ということで、私の方から申し上げます。緑の基本計画の 157 頁をご覧くださいますと、鎌倉海浜公園の内容が載っています。そちらの方に都市計画決定をした時の理由が載っています。この理由によって、昭和 31 年に都市計画決定がされている。それから緑の基本計画で様々な緑の機能を勘案して、ここは公園として、緑の基本計画の緑地指定等方針図に載せていく、という諮問・答申を経て、鎌倉市の緑の基本計画はできあがっているわけですが、都市計画決定の理由に照らして、今、会長からおっしゃっていただきました 0.2、0.1 ヘクタールといった面積の部分を廃止するとしても、鎌倉市緑の基本計画の全体から見た鎌倉海浜公園の機能が損なわれるわけではないのではないかと、事務局として提案させていただいている形でございます。

興水会長：緑の基本計画 157 頁に載っている写真には、廃止の提案がなされた鎌倉海浜公園②金山地区（宅地部分）のところは写っていないのでしょうか。

永井みどり課長：この 157 頁の写真に、鎌倉海浜公園②金山地区（宅地部分）、あるいは鎌倉海浜公園③飯島地区ところが写っている訳ではございません。

興水会長：緑政審議会は、緑のことを大事にしている審議会ですから、都市公園としては当該地が廃止されてしまうのは残念だ、という気持ちは、やはり委員の皆さんがお持ちかと思えます。しかし、このように見ていったときに、現状が宅地で、用地取得をあえて行って、そこを公園として整備するとしても機能的には難しいだろうと、現状肯定型でいくしかないだろうと思います。写真まで出せるかどうかは別ですが、現地の状況をきちんとご説明いただければ、審議会としてもやむを得ないというお話になるだろうと私は思っていました。事務局の方が、それぞれのお立場からの説明はあったとしても、全体としてなんとなく不十分で、委員全員が「まあ、やむを得ないね」という気持ちになれるようなご説明がなかったのですけれどもいかがでしょうか。

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

岩田委員：資料 4-2 のところに 2 点あります。資料 4-1 の地図が非常に見えにくいので、もしかしたら間違っているかもしれません。まず、鎌倉海浜公園①金山地区（山林部分）は、廃止されること自体は別によいのですが、現状の管理状況はあまりかんばしくないのではないのかと思います。この 20～30 年に次々クロマツが枯れているのですが、クロマツが枯れて、除伐されたことにより、根に沿って雨水が入り込んで、坂ノ下の崖の崩落が深刻になっているので、もう少し積極的に保安林の管理をされないと、だめなのではないかなという気がしています。それから、おそらく護岸のところの坂ノ下地区、2 地区というのは、三角形のところを言っているのだと思いますが、先端の所は神奈川県藤沢土木事務所が管理していると思います。鎌倉市だけでなく、神奈川県と連携して、色々な保全施策等しなければいけないと思います。例えば、理由のところになんか記述が抜けているので、追加して欲しいのですが、緑の基本計画の 48 頁を見てください。前回改訂した時に、ここにユキヨモギを入れてもらいました。鎌倉市は市内にわりと色々な植物が多いのです。これは、ユキヨモギという名前がついているのですが、このユキヨモギは、稲村ガ崎地区周辺で発見・命名され、坂ノ下地区を含め、この一帯が、学術的に重要な基準産地なのです。しかも、稲村ガ崎自体は公園になったこともあるのですが、普通のヨモギと交雑してしまっていて、交雑されてイナムラヨモギとなりました。イナムラヨモギとユキヨモギが交雑するとか。ヨモギ類は非常に分布が広くて、海から高山地帯まで生えていますので、交雑して進化する植物なのです。それも、本当に純粋なユキヨモギがこの坂ノ下地区の三角地帯のところに、崖が崩落している真下に保全されているのです。人が行かないから保全されているのです。私は神奈川県藤沢土木事務所をお願いして、なるべくいじらないようにということで管理していただいているのですが、その辺りも配慮して、貴重な、重要な海岸線の植物群落が残っているということも一応理由の一つに入れていただけると嬉しいなと思います。よろしくお願いします。

興水会長：その様なお指摘、ご意見があったことを記憶に留めておきます。冒頭の事務局のご説明ではいずれにしても、この計画見直しに関しては、具体的には平成 30～31 年度を目途に都市計画公園から当該地をはずすという作業が具体的に進むのではないかと、というお話だと思いましたが、事務局、そういうことですね。

館下都市計画課長：最終的な廃止等の手続は、平成 30～31 年度にかけて実施する予定ですが、見直し方針につきましては、今年度中の策定を目指しています。

興水会長：その様な流れで見直しについては進むことになると思います。鎌倉海浜公園の機能が失われることはないのですが、廃止は反対であるという強いご意見があればお知らせください。やむなしということであれば、都市計画決定手続をもって、0.1 ヘクタール（鎌倉海浜公園②金山地区（宅地部分）、0.2 ヘクタール（鎌倉海浜公園③飯島地区）については廃止をするという流れで、事務局の方で作業を進めていただき、その後、どのようになっているのかについては、その都度緑政審議会にもご報告をいただくという流れでよろしいでしょうか。ご了承いただければ、そのようにさせていただきたいので、よろしくお願いします。

(了承)

(4) (仮称)上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた取り組みについて

興水会長：それでは、報告事項の(4)「(仮称) 上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた取り組みについて」、事務局から報告をお願いします。

永井みどり課長：今日は、緑の基本計画で都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の候補地としております「上町屋地区」の指定に向けた考え方の整理と指定候補地(案)の考え方について、報告いたします。本件は、平成 24 年開催の第 54 回当審議会において、指定に向けた取り組みを報告した経過がございますが、その後、候補地内の土地所有者との調整がつかないなどのことから、候補地の区域の確定が出来ず、作業を中断しておりました。当審議会からは、当時から指定困難とした箇所について、再度、土地所有者の説明に努めるべきとのご意見をいただきましたが、説明の結果、土地利用の意向を示すなどして、理解と協力をいただくことはできませんでした。この間、平成 24 年度に国庫補助を得て候補地内の一部の土地を先行取得する一方で、土地利用の意向を示している土地所有者とは、緑地保全契約を継続し、指定への理解を求めてまいりました。国が定める国庫補助の要綱では、先行取得ののち、「すみやかに指定すること」という要件が示されておりますことから、現状指定可能な土地を候補地として、都市計画の手続に入りたいと考えております。詳細につきましては、担当係長から説明します。

後藤みどり課担当係長：それでは、上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた取り組みについて説明します。はじめに、資料 5-1 の指定フローをご覧ください。このフローに沿って、事業の流れをご説明いたします。

これまでの取り組みについては、平成 8 年、当初策定の緑の基本計画で特別緑地保全地区候補地と位置付けたのち、平成 10 年度には緑地保全推進地区の指定候補地としてアンケート調査を行い、平成 12～14 年度にかけては自然環境調査を行っています。その後、平成 23 年の「緑の基本計画」に基づき、(仮称)上町屋地区の指定については、平成 24 年度から指定に向けた取り組みを進め、今年度は、現在の状況を踏まえた指定区域の検討を行なってまいりました。具体的な作業として、資料の収集、現地踏査、土地所有者への理解と協力の依頼、県との意見交換などを行い、区域案を作成しています。そして、本日はフローの赤枠、「平成 29 年度 鎌倉市緑政審議会への報告」段階ということになります。

続きまして、候補地の位置付けや区域について概略をご説明いたします。資料 5-2 左側をご覧ください。緑の基本計画に位置付けている特別緑地保全地区、及びその候補地を示しています。上町屋地区は、⑦番の「天神山地区」と、⑥番「寺分一丁目地区」の中間に位置します。右側をご覧ください。「緑の基本計画」の抜粋です。「6 上町屋地区」は、面積が約 1.7 ヘクタール、「保全の方針」は、「深沢地域国鉄跡地周辺地区に建設される新市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。」「低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能、及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。」としております。

資料 5-3、左上の図 1 をご覧ください。緑の基本計画における、上町屋特別緑地保全地

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

区の候補地を拡大したものを示しています。当該地は、湘南モノレール、湘南町屋駅から約 50m に位置します。赤点線内が候補地です。

資料 5-4 左側をご覧ください。この資料は、深沢地域のまちづくり区域と上町屋地区を含んだ周囲の特別緑地保全地区との位置関係及び指定状況を示しています。上町屋地区は「深沢地域の新しいまちづくり基本計画」区域の背景となる「緑地群」の 1 つに位置しています。オレンジ色の点線で囲んでいるのがその緑地群です。既に特別緑地保全地区に指定している、北側から順に、「天神山地区」「寺分一丁目地区」「等覚寺地区」「手広・笛田地区」などとともに、ネットワーク形成上、重要な緑地群の保全を計画的に進めたいと考えています。右側は、この地域を写した航空写真です。深沢地域の新しいまちづくりの基本計画区域の東側に、緑地が連なっていることがわかります。

続きまして、区域案について説明いたします。資料 5-5 をご覧ください。地形図上に示した、「赤の破線及び実線」は緑の基本計画に基づく候補地を示しています。現地踏査や平成 24 年度に 2 回実施した土地所有者への説明結果、また県との意見交換を踏まえた上での指定区域の素案を赤の実線で示しています。緑の基本計画で示す候補地から、一部区域を外しています。指定候補地とする基本的な考え方は、4 点としました。まず、一点目として、「緑の基本計画に記載の、保全の方針に沿っていること」。二点目として、「土地所有者の理解と協力を得られていること」。三点目として、「現地踏査により、まとまりのある緑地形態であること」。四点目として、「特別緑地保全地区の指定要件を満たしていること」以上としました。資料の青色で塗りつぶしをしている所は、「駐車場としての土地利用が見られ、緑地形態がない土地」や「将来の土地利用などを理由に、土地所有者から理解が得られない土地」です。紫色で塗りつぶしをしているのは、「指定に係る理解が得られず、開発の意向が示されている土地」です。さらに、現地踏査を行ったところ、写真⑤や⑥、⑦のように、それらの土地の一部で、既に樹木の伐採がされたり建築物敷地として土地利用されたりしており、まとまった緑地形態がない土地を確認しています。

資料 5-3 に戻りまして、左下の写真①及び②をご覧ください。当該地を深沢国鉄跡地から撮影したものです。当該地は、深沢国鉄跡地の背景をなす緑地として、自然的景観の保全を図る上で重要な箇所となっており、眺望は写真のとおりです。赤線で囲んでいる箇所が、今回指定を目指す区域のおおむねの範囲となります。右側の図 3 をご覧ください。条件を踏まえた、指定候補地の案を示しています。面積は、現時点での公簿面積で約 0.6 ヘクタールとなります。この赤枠を指定区域として、都市計画決定の手続きを進めていきたいと考えています。以上、本件につきまして、当審議会からご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

興水会長：特別緑地保全地区の候補地のご説明がありました。ご質問などがあれば、お伺いしたいと思います。

入江委員：質問を含めてですが、最後に言われた 0.6 ヘクタールというのは、具体的にどちらのことかを今一度教えていただきたいです。先ほど資料 5-5 のところで、紫色の部分は「指定に係る理解が得られず、開発の意向が示されている土地」とのご説明がありましたが、現在はどうな状況なのでしょう。写真が無いのでわからないのと、開発とか何かしら

の宅地開発を望まれているということなのですか。

後藤みどり課担当係長：まず 1 点目ですが、都市計画決定を目指そうとする 0.6 ヘクタールは、資料 5-3 の右側の図面をご覧ください。赤枠で囲ったところが、今回指定を目指している部分です。それから、ご質問いただいた資料 5-5 の紫色で塗りつぶした区域の現状に関してですが、現状の土地利用状況は山林になっておりまして、宅地の造成の工事が始まっているとか、進められているといった状況は、現時点から見受けられないですが、土地の所有者からはそういった意向が示されているということになっております。

入江委員：地形的な尾根が降りているところの山林で、土地利用の意向があるということですね。

後藤みどり課担当係長：おっしゃるとおりでございます。

興水会長：ほかにご質問、ご意見はありませんか。

植木委員：今の入江委員のご質問に関連してですが、資料 5-5 の紫色の部分を検討区域にしているということは、開発の意向があるにもかかわらず、特別保全地区への指定をまだあきらめてはいないということですか。

後藤みどり課担当係長：今回の候補地につきましては、緑の基本計画に位置付けた上で、所有者に対して、理解と協力の要請をしてくているところでございます。これまで、(仮称) 上町屋地区以外を含めて、特別緑地保全地区の指定にあたりましては、指定がされた後は、厳しい土地利用制限がかかりますことから、土地利用者の理解と協力を得られた区域を中心に指定を進めてきているというところでございます。原課としては、今回についても、これまでと同様の指定方針としていきたいと考えておりまして、今回の区域の設定をしておりますが、紫色の部分に関しましては、今後も拡大の検討をしていきたいと考えております。

岩田委員：2 点あります。一つは自然環境調査を行っているのですが、特別に大事なものがあるわけではないのですが、文化財的にももしかしたら価値が高いのではないのではないかとというものが、山頂の所に^{でわさんざん}出羽三山の石碑や釈迦の石像が建っていて、歴史的にかなり意味があるのではないのでしょうか。あと、資料 5-5 の紫色の部分の件ですが、この候補地よりも北側の場所で有料の介護老人施設の工事をしていますが、その山頂から見ると非常に富士山がよく見えます。筑波の方まで見えて、景色が良い。この斜面を開発すれば、かなり大きなマンションを作ろうと思えばできる一等地なので、当然、保全ができなければ、開発されてもおかしくないと思います。

永井みどり課長：資料 5-5 の紫色の部分ですね。現状では緑地保全契約の制度で、一部の筆について奨励金をお支払いしながら、一定の保全にご協力いただいているという状況です。その状況の中で、強い規制をかけることについては、協力できないということが土地所有者から示されています。そういう中で、先ほど説明申し上げましたとおり、国庫補助を得て、5 年前に土地を買っておりまして、国庫補助を使って先行取得した土地は、速やかに特別緑地保全地区に指定してくださいね、というのが国の考え方です。その考え方に沿って、今、できるところからやっていくということで、10 年の契約で緑地保全契約をしておりますので、その期間は緑地保全契約にご協力いただきたいというのが事務局の考えです。

入江委員：10 年とは、あとどのくらい期間が残っていますか。

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

永井みどり課長：平成何年に更新したのか、私もすぐに出てこないのですが、10 年間の契約で、基本的には契約の継続を要請するというスタンスです。

興水会長：他にご質問はありませんか。

山本委員：資料 5-5 の紫色の場所は、資料 5-3 の写真で見ると、どのあたりに当たるのですか。

後藤みどり課担当係長：資料 5-3 の①の写真をご覧ください。資料 5-5 の紫色の場所は①の点線で囲った部分の少し裏側という位置になります。写真には写っていません。写っているところは今回指定を目指しているところで、資料 5-5 の紫色の場所は写真に写らない裏側という位置関係になります。

山本委員：資料 5-3 の②の写真にも写っていないのでしょうか。

後藤みどり課担当係長：資料 5-3 の②の写真にも写っておりません。

興水会長：他にございませんか。資料 5-3 の図面からおわかりいただけるように橙色の点線で囲っている所は、緑の基本計画では緑地として保全したいということで作業をしてきたわけですが、どう見てもこの斜面はモノレールの視点からも遠くからでも帯状の一体的な連続した緑地ですから、やはりここは景観上全部残せと誰しも考えるところでございます。そういう意味で緑の基本計画では緑地としてここは守っていこうという、強い方針を示しているわけです。その計画を遂行するために、資料 5-5 のところで、先ほど事務局から説明があったように、今回特別緑地保全地区として指定するところを先行的に国の補助を使って取得をしたところですが、特別緑地保全地区として指定していくという意思をすぐ示すことによって、この紫色の部分についても、土地所有者の方に十分に、繰り返し説得をして、緑は大事だということを進めていこうという行政側の意図でございます。青色の部分は残念ながらこのような状況ですので、今のところ、かなり厳しそうでございます。できるところから、どんどん積極的に緑地を保全していこうという計画でございますので、今回の特別緑地保全地区の指定につきましては、ぜひ都市計画決定を目指して進めていきたいということでございます。審議会としてもぜひ都市計画決定を進めるようにということで、後押しをしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(了承)

(5) 鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて

興水会長：それでは、報告事項の(5)「鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて」、事務局から報告をお願いします。

永井みどり課長：前回の当審議会での緑地保全基金の取り組みについての報告で、審議会からは基金を増加させるための取り組みの必要性について、様々な角度からご意見をいただきました。事務局としては、当審議会に「審議を十分にいただける形を考えていきたい」としておりましたが、会長、会長職務代理に相談させていただく中で、まずは、現在の市の各事業に、どのくらいの予算が必要とされているのかについて報告をすることで、論点を整理し、その後に当審議会での討議を踏まえて、やはり、しかるべき施策を緑の基本計画

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

の方針に登載していく方向性を整理できないかと考えました。本日、資料としてお手元に基金に求められている役割について、論点整理の方向性を示しております。

資料 6 をご覧ください。鎌倉市緑地保全基金は、市内の豊かな緑地を保全することを目的とする事業の推進を図るため、昭和 61 年に創設されたもので、特に広町、台峯、常盤山の、いわゆる三大緑地の保全においては、その後ろ盾として非常に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、市費の積立を凍結している状況や、緑地や公園用地の取得などの事業展開により基金の枯渇が予測されることから、第 63 回の当審議会における、「財源、基金に関しては非常に重要な検討事項である」とのご意見を受けまして、基金に関する詳細な資料を、事務局から報告することで議論を深めていくこととしました。続いて、前回、第 64 回の当審議会においては、第 63 回審議会での議論を踏まえて、「緑地保全基金の推移状況」を報告し、基金の財源確保の具体的な手法等を検討するためにも何を議論すればよいのか、事務局でも検討を重ね、引き続き課題に取り組んでいくこととしました。この経過を踏まえ、事務局としては、今後の審議の進め方として、基金の増額の手法の検討を第一に始めるのではなく、論点を整理し、論点を踏まえたご討議をお願いしたいと考えています。また、ご討議に当たっては、事務局から本市の緑の保全や維持管理に係る予算の現状や見込などを示し、その状況を踏まえた「鎌倉市の緑のあり方」についてご討議、ご意見をいただきたいと考えました。

資料 2 ページ目をご覧ください。まずは、論点の整理として、①「管理の現状を踏まえた今後の方向性について」として、緑地の管理に係る費用等の状況をお示ししながら、これからの管理のあり方等についてご意見をいただきたいと考えています。また、②「緑化推進団体等の育成・連携の現状を踏まえた今後の方向性について」として、緑化推進団体等の育成、連携等の状況を報告、これからの連携方針等についてご意見をお聴きしたいと考えています。さらに、③「緑地取得の現状を踏まえた今後について」として緑地取得に係る費用等の現状について報告し、ご意見をお聴きしたいと考えています。その上で、いただいたご意見につきましては、緑地保全や公園整備など、各事業へ反映させつつ、財源の確保の方策の検討にも取り組んでまいりたいと考えています。また、今後、5 年ごとの定期的な緑の基本計画の見直しの検討、必要に応じた改訂を進めていく中で、当審議会でのご意見・ご討議、今般の都市緑地法改正も踏まえまして、公園、緑地の維持管理の方針等を見直し後の基本計画に、しっかりと位置付けることで、財源の確保方策と併せて、基金の充実に向けた取り組みに反映してまいりたいと考えております。以上、事務局の考えを説明いたしました。本日、この事務局の考え方にご了解いただけましたら、本日は整理すべき論点の一つとして、「公園、緑地の管理の現状」を公園課長から報告いたしたく思います。

興水会長：資料 6 にございますとおり、鎌倉市緑地保全基金は大変大事な問題です。どのように有効に事業へ反映させていくかということかということが、大変大事な事柄なのですが、そう潤沢に基金があるわけではないので、色々な観点から、どのように効果的に使っていくかということも大事な話になっていきます。資料 6 の 2 ページにありますように、いくつかの論点があるのですが、その論点をきちんと議論した上で、最終的には緑の基本計画の見直

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

しの中にきちんとこれを位置付けて、そして実行に移していく。そういうことになろうかと思しますので、本日は、論点①、②、③の内、①「管理の現状を踏まえた今後の方向性について」、これもかなりぼんやりとした論点なのですが、「緑地の管理に係る費用等の状況」について、特に公園に関する部分について、もう少し具体的にご意見をいただきたいと思ひます。

田沼公園課長：公園課課長の田沼です。よろしくお祈ひします。まず、本日お配りした資料の確認をさせていただきますと思ひます。A4、3 枚、A3、1 枚です。資料 6-1 が、鎌倉広町緑地について、資料 6-2 が、整備中緑地等について、資料 6-3 が、市有緑地及び樹林管理事業についてです。資料 6-4 が市有緑地の分布状況を示した緑地位置図で、ご参考に見ていただければと思ひます。お手元に不足等がありませんでしょうか。

それでは、説明をさせていただきます。「緑地の管理に係る費用等の状況」について、まず資料は、平成 25 年度以降に用地取得・整備等に基金を使用した都市公園を対象としてまとめさせていただきます。

まず、資料 6-1 の鎌倉広町緑地についてですが、この緑地に関しましては、平成 15 年度から用地取得を開始し、平成 28 年度末も一部用地が公有地化できていませんが、平成 25 年度に約 1 億円、平成 26 年度に約 1 億 5000 万円で整備工事を行い、平成 27 年 4 月 1 日に未買収用地を除いた部分を供用開始いたしました。指定管理者制度を目指しましたが、平成 27 年度は指定管理者が決定しなかったため、暫定的に鎌倉市公園協会と約 1100 万円で契約を締結し、管理を委託いたしました。平成 28～30 年度まで、「鎌倉広町パートナーズ」を指定管理者として指定し、年間約 2600 万円で契約しております。これはもともと広町を指定管理でやっていくという部分の中で、このくらいかかるということで、当初の金額で算出しています。今年度である平成 29 年度に関しましても、未買収地が残っていますので、その取得のために交渉をしております、今年度なんとか一部買えそうな見込みになっておりますので、今土地所有者と協議を重ねているところです。

実際、基金がどのように使われているかということに関しては、用地取得だけに使っていて、整備工事や維持管理には使用していません。来年度以降の維持管理としても、約 2600 万円の支出を見込んでおります。これまで広町緑地に関してかかった総事業費としては、平成 28 年度末までで約 128 億円で、その内用地買収費として約 19 億円を支出しています。

続きまして、資料 6-2 の整備中の緑地等につきましては、平成 25 年度から平成 30 年度までの用地取得費、整備工事費、維持管理費をまとめたものです。対象緑地等としましては、(仮称) 山崎・台峯緑地、山ノ内西瓜ヶ谷緑地、(仮称) 宮下小路 2 号緑地、梶原六本松公園、夫婦池公園、(仮称) 扇湖山荘、(仮称) 山ノ内東瓜ヶ谷緑地、笛田一丁目公園となっております。表の下の方にそれぞれの年度ごとの対象番号として①、②…として書いております。例えば、平成 25 年度の用地取得では、①②③④⑤ということで、(仮称) 山崎・台峯緑地、山ノ内西瓜ヶ谷緑地とか 5 番目までの部分に基金を使ったという形になります。実際、平成 25～28 年度までの総事業費としては約 30 億円かかっていますが、基金はそのうち 2 億円を支出する形になっています。

続きまして、資料 6-3 です。これは「市有緑地」と書いてあるのですが、市有緑地とい

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

うのは、市有緑地とは、開発事業の残存緑地等の寄附で取得した緑地や、みどり課が法に基づき取得した緑地等で、平成 25 年からの事業費、要望件数、実施件数、面積、緑地数を表にさせていただいています。事業費につきましては、対象緑地約 100ha の枝払いや伐採等を行うための委託料であり、毎年約 3000～5000 万円の費用が支出されております。事業の内容としては、家屋や道路と接する緑地縁辺部の枝払いや草刈、枯損木の除去等で、住民要望に対応している状況であり、植生管理等には対応できていない状況があります。なお、緑地維持管理事業につきましては、基金は一切使用しておりません。

また、最後の「樹林管理事業」につきましては、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全地区、特別緑地保全地区、自然環境保全地域、緑地保全推進地区にある民有山地が対象となっております。樹林管理事業につきましても、事業費、申請件数、地区、実施内容をまとめたものが、資料 6-3 の下の表になっています。事業費につきましては、枝払いや伐採等を行うための委託料であり、毎年約 1000 万円の費用が支出されております。事業の内容としては、対象地区にある山林の樹木が家屋に悪影響を与えている場合に枝払いや伐採を行うというものであり、対象地区を 6 地区に分け、毎年 1 地区ずつ、土地所有者の申請に基づき、土地所有者に代わり市が管理作業を実施してまいりました。近年、民有樹林地の管理が十分行われていないことで、道路上への倒木など事故が発生し、行政が直接対応できない課題が浮き彫りになるなどし、議会でも取り上げられるようなこともあり、平成 29 年度から年 1 地区だったものを年 2 地区に増やして事業を進めていく予定としております。なお、緑地維持管理事業につきましても、基金を使用しておりません。以上です。

興水会長：緑地保全基金というものを、緑行政にどのように有効に活用していくかということですが、それにしても基金を充実していかなければ、とてもとても悠長なことは言っていられません。話だけで終わってしまうということもあるものですから、最終的にはやはり基金をどう充実させるかということの具体的な手法をこの審議会で議論して欲しいと、かなり提案をしていかなければならないと思っております。今日はその内の基金をどんなことに使っているかということの一つとして、緑地をこのように管理しているとか、緑地の取得はこのような状況であるとか、あるいは今日、話はありませんでしたけれども各種団体に対して、どのように連携していくかという論点を出していただいたわけですが、いずれも重い課題で、とてもとても、今日の内に議論は収束出来そうもないですし、深まりそうもありません。緑地保全基金をどう充実させていくかということに関して、これから考えていきたいのですが、もしこのような資料なり説明が欲しいと、事務局になにかお願いする事項があればお伺いして終わりにしたいと考えています。ただいまのご説明の中では、基金が本当にどのようにうまく活用出来ているのかいないのかが、少しわかりづらく感じる気もするので、緑地保全基金の充実と有効活用について、これから考える時に、必要な資料、説明の意見を今日出して欲しいと思いますけれども、ご意見伺えればと思います。

田沼公園課長：お手元にお配りしました資料ですが、資料 6-1 の米印の 4 点目ですが、今後、維持管理費として指定料がこれだけだとお示ししているところは、258 万という数字となっているところは 2,580 万の誤りですので、訂正させていただきます。申し訳ありません。

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

興水会長：承知しました。これは基金のお話ですから、具体的に管理費がどのくらいかかるのか、充実させるためには指定管理者にどのような実施事業をやってもらって、効率の良い管理してもらうのかとか、色々なことが絡んでおりますので、もし今までのご説明でもう少しこの点のことについて、次回も含めて資料をまとめてくれませんかというご意見をいただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

入江委員：今後検討していくということで、緑政審議会でもどこまで踏み込んで管理の問題を議論しているのかということはあると思いますが、例えば鎌倉広町パートナーズに年間どのような形で管理をしていただいているのか、あるいは、何人の雇用でやっておられるのかとか、そのあたりの管理の内容がわかる資料があると議論がしやすいかなと思います。どこまで管理の内容について緑政審議会が踏み込むかということはあるかと思いますが、その辺がわかると費用が妥当なのかとか含めて、わかりやすいかなと考えました。

興水会長：その関係の資料は事務局から出せますよね。

田沼公園課長：指定管理者を選ぶ際、最終的には協定書というものを結んでおりまして、その中に管理水準を決めたものがあります。パートナーズに限らず、街区公園等の管理については、大半の部分を公園協会がやっておりますが、緑地そのものは直営でやっております。指定管理については管理水準を提示することができます。緑地の直営でやっている管理につきましては、ほとんど苦情対応が主で、植生管理というか、きっちりとした山の保全というところまでは手が回っていないというのが実情です。指定管理の方につきましては、水準書を出すというような形でお見せしていきたいと思います。

永井みどり課長：もう一つの入江委員からの質問で、緑政審議会でも管理の議論はということですが、都市緑地法が 6 月 15 日に改正されているということで、その内容を踏まえたと、今後、緑の基本計画に管理の方針を位置付けなさいということですので、その視点を持って緑政審議会の中で議論を行いたいということで、今日、説明をさせていただきました。

興水会長：緑の基本計画の中に管理についても示すようにということになりましたので、次の見直しのときに入れたいと思っているわけです。その時に入江委員が指摘された管理の仕事がどのようになっている、どのようにお金が使われているのか、とても大事なデータになりますから、それがないと議論できないわけです。今の入江委員のご指摘に対して、きっちり資料を整理していただきたいと思います。

山本委員：今日お示しいただいた 6-1～6-4 の資料で対象になっている緑地というのは、鎌倉市緑地保全基金の関連の緑地だけと考えてよいでしょうか。例えば鎌倉中央公園とか永福寺跡とか、そういったものはこの資料には含まれていないと考えてよろしいでしょうか。

田沼公園課長：今回お配りした資料は基金を利用して整備した直近のものをまとめた資料であって、都市公園法の網が掛かっているところであれば、管理という中に、委員がおっしゃられた鎌倉中央公園も含まれておりますが、永福寺跡に関しましては、公園課の立場では直接管理している施設にはなっていないものですから、その辺につきましては、事務局であるみどり課の方と調整をしていかなければならない部分だと思います。

興水会長：鎌倉市独特の分担があって、緑地をどう管理するかとか都市公園をどう管理していくかという分担についてまでは、一体的に進めるというのが今のところ少し資料が整っていない

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

いので、山本委員が疑問に思われたように全体像が見えていないと議論出来ないのではというご指摘だと思いますので、必要な資料だと思いますので、出来る範囲で結構ですので議論の土台となる資料をお願いします。

永井みどり課長：都市公園の管理に要している費用等の資料は用意させていただきます。山本委員ご指摘の永福寺なのですけれども、現在は、文化財課が文化財を公園的に整備して、公開しているという立場となりますので、今、文化財というものまでここに含めて議論するかというのは少し会長にもご相談をさせていただきたいと考えます。

興水会長：なかなか鎌倉は色々なことが絡んでいて、難しいこともありますよね。いずれにしても、この辺は議論をしっかりとしないではいけない部分だと思いますので、次回の時に議論が出来るような全体像がわかる資料を精査してください。今日のところは、このような形で次回にまた議論したいと考えます。それでは、この報告事項についての質疑を終了いたします。以上で、報告事項が全て終了しましたが、その他にご質問などございますか。なければ、報告事項についての審議を終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

興水会長：それでは、報告事項を終了します。ありがとうございました。

3 その他

(1) 次回審議会日程調整

興水会長：それでは、次回(第 66 回)の日程調整について、事務局からお願いします。

永井みどり課長：先ほど皆様のお手元に用紙を配らせていただいて、日程調整した結果、次回は平成 30 年 1 月 16 日(火)の午前 10 時からということでお諮りしたいと思います。場所は今日と異なりまして、いつも行っている本庁舎 2 階の全員協議会室です。大変恐縮ですが、次回開催は、現在の委員の皆様におかれましては、平成 30 年 1 月 22 日が任期になりますので、その前に開催をしたいという趣旨で考えております。

興水会長：いかがでしょうか。

(意見なし)

興水会長：特段、委員としてご意見なければ、本日の確認事項をまとめて終わりたいと思います。

永井みどり課長：今、調整させていただきました日程ですが、ご欠席の委員、あるいは今日中座されました越澤会長職務代理の方には、事務局から連絡させていただきます。また、委員の任期のお話をさせていただきましたが、また委員の委嘱については、市民委員の公募を考えてございます。大変恐縮ですが、いつものとおりと申し上げては申し訳ないのですが、学識経験者の委員の皆様におかれましては、任期中の市民委員公募にかかる作業にご協力いただきたいと思います。

興水会長：よろしくお願いします。あと、机の上にあった景観計画についてご説明ください。

資料 1

第 66 回鎌倉市緑政審議会資料

永井みどり課長：緑の基本計画と景観計画は当然密接に関係しているもので、今日ご欠席の志村委員が景観審議会の委員長ですが、その中で、10 年ぶりに景観計画を改定したということで、情報提供として、配付させていただきました。記載内容について、なにかございますか。

興水会長：特段、宅地部分の緑について、丁寧に書かれていますから、緑政審議会にも関連があります。ぜひ読んでいただきたい。

入江委員：その他の意見でよろしいですか。最初の議論の中で、興水会長から流域単位でという話があったと思うのですが、緑の基本計画を作る上で、流域単位を考えていく時に、先ほどのグリーン・マネジメントもそうです。先ほど配っていただいた資料 6-4 鎌倉市社会基盤マネジメント計画関連や地域防災のマネジメントを考えていく上で、流域単位で考えるのはとても大事なことです。これもたぶん流域で、分けをされているのかなと思うのです。こちらの景観計画も見せていただいて、とてもよくまとまっていると思うのですが、4 つの景観ベルトの中の大きな一つに海浜ベルトをかかげています。鎌倉海浜公園を一部廃止にするかしないかという議論もありましたが、景観計画の中に、景観重要公共物として、鎌倉海浜公園が指定されています。そのような意味では、複合的に色々な課と連携した形の資料をこのような場面でご提供をいただけると、緑政審議会としても、多面的に緑を見ていけると思いますので、今後もこのように資料をご提供いただけたらありがたいと思っています。

興水会長：鎌倉市は色々な問題を抱えていますので、特に今のご指摘は大事ですね。緑だけでなく、景観も、歴史も、文化もある。そうした環境、都市景観、都市計画、公園緑地について、それから流域という話でくれるかということもこれから大事になってきます。緑の基本計画の見直しの時期が近づいてきますので、ぜひ、よろしくお願いします。

(2) 審議会確認事項

興水会長：次に、本日の確認事項を事務局からお願いします。

永井みどり課長：ただ今、「確認事項」を配付させていただきます。

(確認事項配付後、説明)

永井みどり課長：それでは、最後に「確認事項」を読み上げさせていただきます。第 65 回鎌倉市緑政審議会確認事項ということで、日時、場所につきましては記載のとおりです。

1 審議事項

(1) 前回会議録の確認

会議録を配付し、委員の確認をもって了承した。

2 報告事項

(1) 「鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み（緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ）」について

「鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み（緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ）」について、事務局から報告がされ内容を確定した。

(2) 平成 28 年度緑政実績について

平成 28 年度緑政実績について、事務局から報告がされ了承した。

(3) 都市計画公園・緑地見直しに係る検討について

都市計画公園・緑地見直しに係る検討について、事務局から報告がされ了承した。

(4) (仮称) 上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた取り組みについて

(仮称) 上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた取り組みについて、事務局から報告がされ了承した。

(5) 鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて

鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて、事務局から検討の方向性が報告され了承した。また、公園・緑地の管理の現状について事務局から報告がされ了承した。

3 その他

(1) 次回審議会日程調整

平成 30 年 1 月 16 日 (火) 午前 10 時、場所は鎌倉市役所 本庁舎 2 階 全員協議会室にて、開催することとした。

(4) 審議会確認事項

本日の審議会での議論を本確認書で確認した。

以上です。

興水会長：事務局から報告していただきました。報告事項の(5)、最後のところですが、先ほど私からお話させていただいたとおり、この件については、更に検討資料を整理し、基金についての具体的な検討を継続的に進めることとするというくらいにしてください。

永井みどり課長：修正して送付させていただきます。

興水会長：他にご意見がなければ、本日の緑政審議会は、これで終了したいと思います。ありがとうございました。